

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	1
◎給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	1

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年6月3日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第30号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第17の表中

「栄養士」

を

「栄養士
管理栄養士」

に改め、同表備考2中「又は」を「、「管理栄養士」又は」に改める。

別表第29の表中

「栄養士」

を

「栄養士
管理栄養士」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月3日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第31号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「栄養士」を「栄養士、管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。